三　平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法（平成十三年統合法附則第三十八条第六項の廃止前旧制度農林共済法をいう。）第四十八条後段の規定による特例遺族年金の転給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	
イ　当該請求を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	
ロ　当該請求を行う者又は当該請求に係る受給権者であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報	
四　平成十三年統合法附則第四十五条第一項の特例障害農林年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	
イ　当該請求を行う者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	
ロ　当該請求を行う者又は当該者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報	
五　平成十三年統合法附則第四十六条第一項の特例遺族農林年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	
イ　当該請求を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	
ロ　当該請求を行う者又は当該請求に係る旧農林共済組合（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号の旧農林共済組合をいう。）の組合員であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報	
備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、令和二年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第三十三号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

総務大臣　高市　早苗

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（用語）	（用語）
第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］